



富山県公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県訓令第8号

本 庁  
出先機関

富山県公印管理規程の一部を改正する訓令

富山県公印管理規程（昭和62年富山県訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
別表中「総合政策局長印」を「政策監印 総合政策局長印」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（文書総務課）

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県訓令第9号

本 庁  
出先機関

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
第11条第3項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、同条第8項第2号中「総合政策局長」を「政策監、総合政策局長」に改める。  
第24条中「秘書課において」の次に「、政策監」を加える。  
第28条第3号中「副知事名」の次に「、政策監名」を加える。  
別表第2中「地域振興・中山間対策室」を「地方創生・中山間対策室」に改める。  
別表第3の3の項の(7)中「第11条第1項」を「第11条第3項第1号に規定する特殊文書等受領簿及び第12条第1項ただし書」に改め、「及び特殊文書収受簿」を削

る。

「



様式第7号中

を

← 2センチメートル →

(総合政策局長、観光・交通振興局長、部長、会計管理者、危機管理監、出先機関の長決裁用)

」

「



に改める。

← 2センチメートル →

(政策監、総合政策局長、観光・交通振興局長、部長、会計管理者、危機管理監、出先機関の長決裁用)

」

### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項各号列記以外の部分及び別表第3の改正規定は、公表の日から施行する。

(文書総務課)

